「年金制度改正の解説」 【お詫びと訂正】

◆本書において、以下の誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

頁	誤	正
9•17	本文 1 行目および 2 行目	
	1週の所定労働時間 <u>または</u> 1月の	1 週の所定労働時間 <u>および</u> 1 月の
	所定労働日数	所定労働日数
	所定労働時間 <u>または</u> 所定労働日	所定労働時間 <u>および</u> 所定労働日
	数	数
16	【改正前】本文 5 行目	
	8.8.万円	8.8 万円
16	【改正後】本文 4 行目	
	地方公務員 <u>等</u> 共済組合	地方公務員共済組合
16	【表中】1 行目	
	~令和 4 年 <u>3 月</u>	~令和 4 年 <u>9 月</u>
31	本文 2 行目	
	繰上げによる	繰下げによる
53	【改正後】児童扶養手当支給額	
	24,419 円	24,420 円
		(注)児童扶養手当支給額の計算
		方法等は政令で定められます。